

1. 組織名

全日本菓子協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

砂糖、小麦、乳製品、米等の農産物が除外等の特別扱いになるのであれば、これらを主原料としている製品(菓子類)についても同様の取扱いとし、原料と製品である菓子類との国境措置のバランスを維持されたい。

仮に、原料と製品である菓子類との取扱い(バランス)に差が生じる場合には、砂糖の調整金や小麦のマークアップの免除(一般財源への変更)等の国内措置を講じられたい。

<理由>

① 菓子産業は、砂糖、小麦、乳製品、米等の最大のユーザー(砂糖需要量の2.5割、小麦粉需要量の1.5割、バター・クリーム需要量の2割、加工原料米需要量の2割)ですが、これら菓子原料は内外価格差が大きく(砂糖3倍、小麦粉2倍、バター3倍、米4倍)、政策的に海外市場と切り離された価格が形成されています。特に、砂糖については輸入粗糖に調整金が、小麦については輸入麦にマークアップが課され、国内農業保護の財源とされています。

② このような状況の中で、砂糖、小麦、乳製品、米等が除外扱いとなって国境措置が維持されたまま、製品である菓子類の関税が撤廃されることとなれば、安価な輸入菓子類の急増によって菓子産業は大きなダメージを受けることとなります。

③ さらに、このような事態になれば、我が国全体の菓子需要が減少する中で、輸入菓子が増加することによって、結果として国内原料農産物の需要先が失われることとなり、国内農業の維持、振興にはつながりません。菓子企業もこれまで以上に海外立地を進めざるを得なくなり、国内食品産業の空洞化に拍車をかけることとなります。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について、意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。